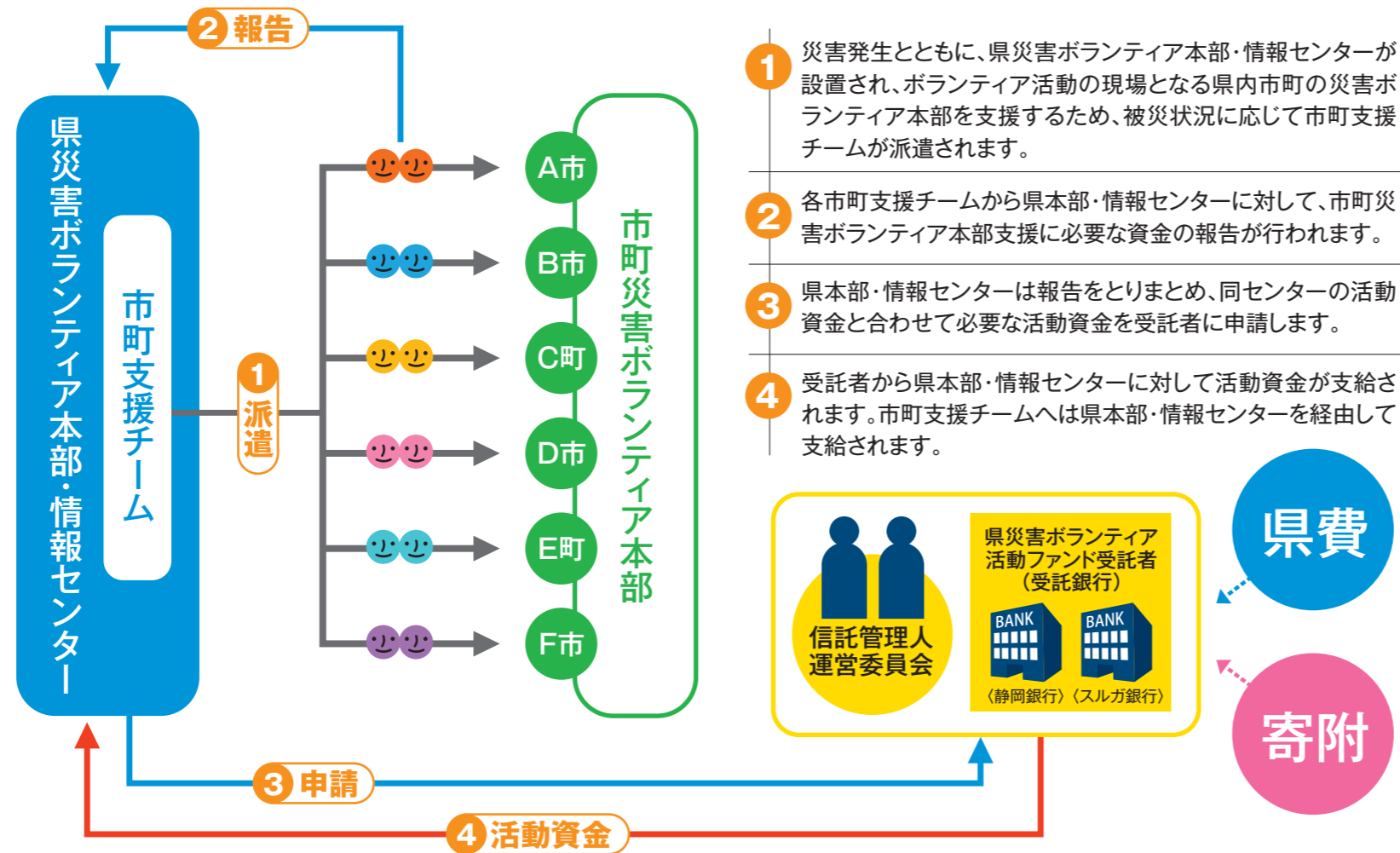


# 公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド活用のしくみ

県及び市町の災害ボランティア本部の活動は、県の拠出と県民の皆様の寄附によって支えられています。



- 1 災害発生とともに、県災害ボランティア本部・情報センターが設置され、ボランティア活動の現場となる県内市町の災害ボランティア本部を支援するため、被災状況に応じて市町支援チームが派遣されます。
- 2 各市町支援チームから県本部・情報センターに対して、市町災害ボランティア本部支援に必要な資金の報告が行われます。
- 3 県本部・情報センターは報告をとりまとめ、同センターの活動資金と合わせて必要な活動資金を受託者に申請します。
- 4 受託者から県本部・情報センターに対して活動資金が支給されます。市町支援チームへは県本部・情報センターを経由して支給されます。

**「公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド」とは**  
 静岡県において南海トラフ巨大地震等の災害が発生した際のボランティアによる速やかな災害救助活動を支援するために設定された公益信託です。その資金は県費や県民の方々の寄附で賄われ、信託管理人・運営委員会の助言等により適正な運営を図ります。

**災害ボランティア活動ファンドの目的**  
 災害ボランティア活動ファンドは、県災害ボランティア本部・情報センターにおける災害ボランティアの活動に対する助成を行い、もって災害発生時のボランティアの速やかな救援活動に寄与することを目的としています。

**災害ボランティア活動ファンドの使いみち**

- ① 災害救援のために設置される県災害ボランティア本部・情報センターの什器備品費と賃借料の助成
- ② 市町災害ボランティア本部が立ち上げ時に必要とし、市町支援チームから貸出す必要がある什器備品費の助成
- ③ 県本部・情報センター及び市町支援チームのスタッフ・ボランティアの交通費等と、コーディネート業務に専従する者の人件費の助成(県ボランティア本部長が認める者に限る。)
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

- ◎ 市町支援チームの主な役割**
- ① 市町災害ボランティア本部と県災害ボランティア本部・情報センターとの連絡調整
  - ② 市町災害ボランティア本部立ち上げ・運営状況についての情報収集及び発信
  - ③ 市町災害ボランティア本部のニーズの把握と関係機関への支援要請
  - ④ 市町災害ボランティア本部立ち上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等についての、関係機関への要請及び近隣市町間の需給調整
  - ⑤ 広域(複数市町など)で支援活動を行う支援団体の情報の収集及び発信
  - ⑥ 市町単位での支援団体等による連絡会の開催提案及び支援
  - ⑦ 複数の近隣市町単位での市町災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援

- ◎ 市町災害ボランティア本部の主な役割**
- ① 被災者が必要とする支援、生活課題ニーズの把握
  - ② ボランティアの受付及びコーディネート(調整)
  - ③ 行政と連携した被災状況等の情報収集及び発信
  - ④ 県災害ボランティア本部・情報センターや市町で活動する県内外の他機関、他団体等との連携及び連絡調整
  - ⑤ 地域福祉活動の支援